

個人情報保護教育規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、全社員の個人情報保護規程遵守に資するべく、社員教育訓練を計画的、かつ効果的に行うべき必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 本規程における教育の対象は、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含むものとする。

(教育訓練内容)

第3条 教育訓練の内容は、次のとおりとする。

- ① 個人情報保護

第 2 章 教育訓練

(教育責任者)

第4条 教育責任者は、個人情報保護管理責任者があたり、教育訓練の企画・立案を統括する。

(教育責任者の役割)

第5条 教育責任者は次の業務を行う。

- ① 年度の教育計画の立案
- ② 教育実施及び実施結果の評価
- ③ 教育実施状況の関連部署への報告

(教育担当者)

第6条 教育責任者は、自らの業務の補助者として、教育担当者を指名することができる。

2. 教育担当者は次の事項を行う。

- ① 教育訓練に関する諸規則、制度、計画等の原案作成
- ② 教育訓練の実施に関する推進、調整、援助
- ③ 講師の養成並びに委嘱に関する立案
- ④ 教育訓練に必要な資材・資料の作成、調達に関する立案
- ⑤ その他教育訓練に関する運営事務

(教育計画)

第7条 教育責任者は、毎年、教育計画を作成するとともに、教育に関する諸行事を推進しなければならない。

(実施報告)

第8条 教育担当者は、毎年、教育実施報告を上長に提出しなければならない。

(付 則)

本規程は、個人情報の取扱いに関する運用状況を適宜見直し、継続的な改善に努めるものとし、必要に応じて改定するものとする。

株式会社ログビー

平成 27 年 12 月 10 日 制定